

岐阜県公報

目次

告示

| | | |
|---|-----------|--------------------|
| 農地転用許可書等を使用する知事職務代理者印の指定に関する告示の一部改正 | (農業振興課) | 八三三 ^{ページ} |
| 農地転用許可書等を使用する知事印の改刻に関する告示の一部改正 | (同) | 八三三 |
| 農地法施行令第二条第一項前段の算定方法に代わるべき農地の対価の算定方法に関する告示の廃止 | (同) | 八三三 |
| 農地法第三条第二項第五号の規定による農地又は採草放牧地の権利移転の制限に関し知事が定める別段の面積の指定に関する告示の廃止 | (同) | 八三四 |
| 道路の供用開始 | (道路維持課) | 八三四 |
| 都市計画の変更 | (都市政策課) | 八三四 |
| 選挙管理委員会告示 | (選挙管理委員会) | 八四四 |
| 訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表 | (選挙管理委員会) | 八四四 |
| 告示 | | |
| 特定非営利活動法人の設立認証申請 | (環境生活政策課) | 八二六 |
| 指定管理者の指定 | (地球環境課) | 八二七 |
| 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 | (商業流通課) | 八二七 |
| 多治見都市計画の図書の縦覧 | (都市政策課) | 八二八 |

告示

第二千二百十六号
平成二十三年一月十四日

(金曜日)

岐阜県告示第十九号

農地転用許可書等を使用する知事職務代理者印の指定に関する告示(昭和五十一年岐阜県告示第七百九十二号)の一部を次のように改正し、平成二十三年一月十四日から適用する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

岐阜県告示第二十号

農地転用許可書等を使用する知事印の改刻に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百五十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年一月十四日から適用する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

岐阜県告示第二十一号

農地法施行令第二条第一項前段の算定方法に代わるべき農地の対価の算定方法に関する告示(昭和四十六年岐阜県告示第二百五十四号)は、平成二十三年一月十四日から廃止する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二十二号

農地法第三條第二項第五号の規定による農地又は採草放牧地の権利移転の制限に關し
知事が定める別段の面積の指定に關する告示(平成十年岐阜県告示第二百四十七号)は、
平成二十三年一月十四日から廃止する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定により、次の道路の供
用を開始するので告示する。

なお、その關係図面は、平成二十三年一月十四日から一週間岐阜県土整備部道路維
持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | |
|-------------|--|-----|----------|---------|-----------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 | 備考(区域又は決定年月日又は告示のほかに) |
| 神原線 西津汲線 | 揖斐郡揖斐川町小津字治郎兵衛平三四二七番三地先から 同郡同町同字同三三四二番三地先まで | | 100.0 | 平成三三・一四 | 平成三三・九二五 |

岐阜県告示第二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項の規定において準用する同
法第十八條第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一條第二項の規
定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二項
の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

三・二・六号 金町本郷町線

三・三・二十五号 美江寺小熊町線

三・四・二十八号 岐阜蘇原線

三・六・六十一号 忠節合渡橋線

三・五・六十二号 福光菅生線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画面書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二條第一項の規定により提出
のあった政治団体の収支報告書について、訂正願があつたので、次のとおりその要旨を
公表する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|---|---|---|---------|---------|---|---------|---------|---|---|--------|
| 税理士による野田聖子 後援 | H22.3.29 | 1,869,694 | 731,162 | 1,138,532 | 1,183,000 | 696,694 | 0 | 0 | 0 | 660,000 | 660,000 | 0 | 660,000 | 478,000 | 0 | 0 | 532 |
| 税理士による藤井孝男 後援 | H22.3.24 | 826,230 | 430,861 | 395,369 | 201,590 | 624,640 | 0 | 0 | 0 | 375,000 | 375,000 | 0 | 375,000 | 0 | 0 | 0 | 20,369 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 税理士による野田聖子 後援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,183,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|------------------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|---|---|-------|---------|---|---|
| 税理士による野田聖子 後援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,183,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 税理士による藤井孝男 後援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 196,440 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,150 | 201,590 | 0 | 0 |

改め、同寄附の内訳³ 2その他の政治団体（国会議員関係政治団体²号団体）中

「 〃 〃 飛友会 飛友会 税理士政治連盟 12,000,000 東京都千代田区」を

改め、同寄附の内訳³ 3その他の政治団体（国会議員関係政治団体以外の団体）中 飛友会 12,000,000 東京都千代田区」を

「 税理士による野田聖子後援会 政治団体 名古屋屋税理士政治連盟 580,000 名古屋市中種区」を

「 税理士による野田聖子後援会 政治団体 名古屋屋税理士政治連盟 580,000 名古屋市中種区」を

「 税理士による藤井孝男後援会 政治団体 名古屋屋税理士政治連盟 375,000 名古屋市中種区」を

改める。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こぎつねくわーど
- 三 代表者の氏名 三田 恵
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市岩村町五五六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、家庭・地域で子育てに関する人たちに對して、子育てに関する事業を行い、子どもの健やかな成長と地域コミュニティづくりに寄与することを目的とする

る。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウッドランドプロジェクトクシヨングル

ープ

三 代表者の氏名 松永 人史

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市下切町一三六三番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会及び市民に対して、豊かな自然

環境の整備のために、飛騨地域において自然と人間が共存できるビオトープの考え方を基本とし、ビオトープの保全及び創出に関する普及、研究・調査に取組み、それを発信していくことよって、ビオトープ・ネットワークを構築し、継続的な地域のコミュニケーションと自然の保全・再生・創出事業を通じて人と自然が共生する地域社会の推進と、環境保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人FCアルゴス

三 代表者の氏名 宮田 実

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市今渡二〇一六番地二

五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対してスポーツに関する事業

を行い、子供の健全な育成、生涯スポーツ社会の実現、スポーツ競技力の向上を目標とし、スポーツを通じて健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

指定管理者の指定

岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原八九四番地の五八

関ヶ原町

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年一月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十二月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

イオンリテール株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオン大垣ショッピングセンター

大垣市外野二丁目一〇〇番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也 外六三者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 外六〇者

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画土地画整理事業

神戸・栄土地画整理事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画「こみ焼却場

3号 笠原クリーンセンター

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画公園

4・4・3号 笠原運動公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

平成二十三年一月十四日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ
編集所 ブイ・オール・テクノセンター